

記載要領等	相続税の申告書第8の6表の付表3 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書
-------	---

《書きかた等》

1 「特例の適用に当たっての同意」欄

- (1) 相続等により取得した宅地等についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る宅地等を相続等により取得した全ての人の同意が、また、相続等により取得した建物についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る建物を相続等により取得した全ての人の同意が、それぞれ必要です。
- (2) この特例の適用対象となり得る宅地等を相続等により取得した特例事業相続人等の他に、「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等又は「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林を相続等により取得した者がある場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意は、「第11・11の2表の付表2」に記入してください。
- (3) 租税特別措置法第70条の6の9の規定により、被相続人から相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（以下「特例受贈事業用資産」といいます。）については、この欄の記入は不要ですが、上記(2)に該当する場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意を、「第11・11の2表の付表2」に記入してください。

2 「この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」欄

- (1) 「(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「a～c」欄には、相続税の申告書第11・11の2表の付表1の「○ 『限度面積要件』の判定」欄の「⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計(㎡)」欄の1、3又は4の面積を転記してください。
- (2) 「(2) 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、特例受贈事業用資産である宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。
 なお、被相続人から相続等により取得した宅地等について、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合、「特定受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積(2(1)イ)を控除した面積(赤字の場合は0)となります。
- (3) 「(3) 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。
 なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積(2(1)イ)及び当該特例事業相続人等が贈与を受けた宅地等の面積(2(2)①ロ)を控除した面積(赤字の場合は0)となります。

3 「この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定」欄

- (1) 「(1) 特例受贈事業用資産である建物の明細」欄は、特例受贈事業用資産である建物について、限度面積を判定する場合に使用します。
- (2) 「(2) 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。
 なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である建物に係る限度面積」は、800㎡から当該特例事業相続人等が贈与を受けた建物の面積(3(1)イ)を控除した面積(赤字の場合は0)となります。